

# 「佐賀県プレミアムタクシー券」利用約款

## 第1条(適用範囲)

---

本約款は、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会(以下「協会」という。)が取り扱う「佐賀県プレミアム付きタクシー券(以下「タクシー券」という。)」に関する取扱いについて定めるものです。お客様は本約款の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいた上で、ご利用いただくものとします。

## 第2条(タクシー券の有効期間)

---

タクシー券の有効期間は、令和4年10月1日(土)から令和5年1月20日(金)までとし、有効期間を過ぎたタクシー券の利用は一切認められません。

## 第3条(タクシー券の利用方法)

---

(1)お客様は、協会加盟タクシー事業者のタクシーに乗車した際、当該タクシーの乗車運賃(タクシー運転代行等付帯サービスを含む。)の決済のため、タクシー券をタクシー運転手に交付して利用することができます。

なお、乗車可能地域は佐賀県内において乗車又は降車するものに限りです。

(2)タクシー券は、1乗車につき複数枚使用できます。

(3)乗車運賃の支払いに利用したタクシー券の券面額の合計が乗車運賃の金額に満たない場合には、乗車運賃の決済は完了いたしませんので、その不足額について別途現金等でお支払いいただくことになります。

なお、支払いに利用したタクシー券の券面額の合計が、当該乗車運賃の金額を超えた場合、その差額の釣り銭はできません。

(4)タクシー券は、SAGAおいし〜と食事券2022〜やっぱり佐賀が好き〜との併用はできません。

(5)お客様と乗車された運行会社との取引において、タクシー券をご利用された後、万一、クレームその他の問題が生じた場合には、お客様と当該運行会社との間で解決していただくものとします。

(6)タクシー券が盗難、紛失または滅失及び偽造もしくは変造された等に対して、協会は責任を負いません。

## 第4条(タクシー券の払戻し等)

---

(1)本タクシー券の盗難、紛失または滅失等による払い戻し、交換、再発行はできません。

(2)現金との引き換え、電子マネーへの入金、売買、金融機関への預け入れ等にはご利用できません。

(3) タクシー券ご利用期間終了後においても、換金払戻、再発行はできません。

## **第5条(タクシー券のご利用停止)**

---

協会は、次のいずれかに該当するときは、タクシー券の利用を停止し、またはタクシー券を失効させることができるものとします。

- (1) お客様が不正な方法により本タクシー券を取得し、または不正な方法で取得されたタクシー券であることを知ってご利用される場合
- (2) タクシー券が偽造または変造されたものである場合
- (3) お客様が本規約に違反した場合
- (4) 佐賀県から新型コロナウイルス感染症の流行状況等によりタクシー券使用等の中止の指示を受けた場合
- (5) 前各号に掲げるほか、協会がタクシー券のご利用の停止を必要とする相当の事由があると判断した場合

## **第6条(本約款の変更または廃止等)**

---

1. 本約款は、経済情勢の変化、法令の改廃その他当協会の都合により、変更または廃止することがあります。また、かかる変更または廃止のために、タクシー券の全部または一部の利用を停止することがあります。
2. 本約款を変更または廃止したときは、当協会のホームページで告知します。

## **第7条(管轄)**

---

本約款に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意所轄とします。

付 則

この約款は、令和4年8月23日から施行します。

### **【タクシー券に関するお客様ご相談窓口】**

一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会  
〒849-0928 佐賀県佐賀市若楠二丁目7番2号  
電話 0952-31-2341、FAX0952-31-2342